

久万広域森林組合の集約化施業と「森林・林業再生プラン」

泉 尚行（京大農）

はじめに

「森林・林業再生プラン」において、「集約化施業」は政策推進の切り札として位置付けられている。しかし、集約化が単なる施業委託の集合にとどまるのか、あるいは新たな林業経営モデルとして展開可能なのかについて検証が必要である。今年度より政策の根幹を成す森林経営計画制度や特定受託者制度が創設され、その概要が明らかとなってきた。全国的にみて、集約化の主体が森林組合である場合が多いことから、本研究では久万広域森林組合の集約化施業を事例に、集約化施業の課題について整理し、森林経営計画制度の実行可能性について検討する。

調査方法

久万広域森林組合は、既に2002（平成17）年度より集約化施業を積極的に推進してきた。本研究では、平成17年度から平成22年度までの実績について資料を収集した。さらに、従来、久万林業の特徴であった自伐林家との関係について検討を加えた。その結果を踏まえて、森林計画制度に基づく集約化との比較検討を行い、本制度への移行に係る問題を明らかにした。

結果と考察

平成17年度から平成22年度末までの集約化施業の実績を図1に示した。集約化施業の対象となる長期管理委託契約の実績は、契約数で940名（内組合員627名）、面積で9,018ha（管内民有林の21.0%）であった。特に、平成20年度以降施業計画の弾力的運用（いわゆる房状の施業計画）を用いることで、契約数、面積ともに大きく伸びた。組合員の参加率は3,211名中627名（19.5%）であった。集約化施業による整備実施状況は、契約数で361名、面積で1,881haであるが、管理委託契約に対する整備実施割合は契約数で38%、面積で21%と低位に留まっている。以上から、集約化施業の課題は、①組合員の参加率が低いこと、②契約したにもかかわらず整備未実施の所有者と山林が多く存在していること、の2点である。特に、②については今年度から3年間で500件以上の契約更新を控えており、森林所有者の動向を注視する必要がある。契約更新の成否によっては、集約化施業を継続的に実施していく上で大きな障害となる可能性が高い。

森林経営計画制度への移行に係る課題として、補助対象となる集約化条件が難化することに加え、①事務処理や現場管理等の事業実行能力が限界を迎えていること、②経営委託の契約締結へのハードルが施業委託のそれに比べ高く、経営委託の締結に関わるノウハウが蓄積されていないこと、の2点が指摘される。当地域では年々自伐林家の活動が弱ってきており、組合の集約化施業を中心とした森林整備が必要とされるが、森林経営計画制度への移行は容易ではないと考えられる。

	面積 (ha)
民有林	43,010
組合員所有林	23,546
委託契約林	9,018
整備実施林	1,881

図1 集約化施業の実績
注1：平成22年度末累計
注2：組合内資料より作成

（連絡先：泉 尚行 n.izumi@kais.kyoto-u.ac.jp）